

九州地方整備局 入札監視委員会第一部会 審議概要

■開催日及び場所		令和3年12月20日(月) 福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室		
■委員		小林 登(弁護士)、原田 光(公認会計士)、前田 隆夫(新聞社論説委員)、 松田 泰治(大学院教授)		
■審議対象期間		令和3年4月1日～令和3年9月30日		
■抽出案件		総件数 12件	(備考)	
抽出案件内訳	工 事	一般競争(政府調達)	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・審議対象期間内に契約した工事等の件数を報告した。 ・審議対象期間内における指名停止等の状況を報告した。 ・審査対象期間内における談合情報を報告した。 ・低入札価格調査対象工事の発生状況を報告した。
		一般競争(政府調達以外)	6件	
		指名競争	1件	
		随意契約	1件	
	建設コンサルタント業務等	2件		
	役務の提供及び物品の製造	1件		
		意見・質問	回答	
■委員からの意見・質問、 それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり	
■委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし		

意見・質問	回 答
<p>I. 入札・契約手続き運用状況等についての報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総括表(工事、コンサル、物品、役務) 2. 指名停止等の運用状況 3. 談合情報関係 4. 再度入札における一位不働状況 5. 工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 6. 工事における1者応札の発生状況 7. 工事における不調・不落の発生状況 8. 工事における高落札率の発生状況 9. 工事における不調・不落の発生状況(詳細) 10. 工事における高落札率の発生状況(詳細) <p>○特になし。運用状況等について了承。</p> <p>II. 抽出案件の審議</p> <p>【一般競争方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大分210号赤岩東地区災害復旧工事 <p>○特になし。審議案件1について了承。</p> <p>【一般競争入札方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 福岡3号 思案橋川橋下部工A1工事 3. 菱刈出張所管内樋門樋管無動力化工事 4. 東九州(大崎～鹿屋)細山田地区 (第5工区)改良工事 <p>4. について</p> <p>○第5工区工事の外に、同様の工事が複数件、発注されているようだが、これらの工事も第5工区と同様に入札辞退が多い状況なのか。</p> <p>○審議案件2. ～4. について了承。</p>	<p>○本改良工事は全部で6工区あり、うち同時期に3～6工区の4件工事を発注しており、3、4工区工事は通常どおり、落札にいたっている状況であるが、第6工区工事は全社辞退となっている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【一般競争入札方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事以外)</p> <p>5. 佐賀国道伊万里唐津地区保全工事 6. 令和3年度長崎管内橋梁補修外工事 7. 令和3年度公園内園路改修外工事</p> <p>5. ～7. について ○個別の質問ではなく、全体を通しての印象であるが、これまでの案件全て一般競争入札方式で発注されており、そのほとんどの案件について申請資料を提出し、参加意思を示しているにもかかわらず、入札の段階において辞退している者が多い状況となっている。 辞退理由は、他工事を受注し配置予定技術者が配置不可となったためだが、このように入札参加の意思を示しながら、入札に至らず、入札辞退となったものは例年と比較し、どのような傾向であったのか。意図的な傾向はあったのか。</p> <p>○昨年の豪雨災害による復旧工事の多数の発注があったこともあり、昨年度から本年度にかけて、全体の発注件数は少なくなっているが、各地域における発注件数の過多等の原因により入札辞退という事象が当該地域毎に発生している、ということか。</p> <p>○地域の事情や、その地域における発注件数の増減などで、入札に参加する建設会社数が左右される、ということだと思うが、入札参加が少ない場合については、一般競争入札方式で発注していても、競争原理が働いていないのではとの懸念が生じてくると思うが。</p> <p>○一般競争入札方式による発注メリットは、多くの建設会社が入札参加があることが前提で、競争原理が働き、その結果適切な入札がなされることであると考えているが、実際の入札において参加が少ないということは、無いとは思いますが、対象者同士が話し合った結果、ということも客観的には考えられる。 入札参加が少ない場合等において、適切な入札であるのか、そうではない可能性があるのか、その見分けはどうか考えた方が良いのか。</p> <p>○確かに審議案件4の審議対象工事(第5工区工事)と同時期に発注した第6工区工事が全社辞退により、入札不調となっている。 そのことは工事発注の過多や技術者不足などが原因で、入札の参加者が少なくなっている、と考えられる。</p>	<p>○昨年と比較しての傾向は、統計をとっていないことから把握していない。 例えば、ある地域で多数の工事が発注されると、技術者があまりいない建設会社は、一人の技術者で何件もの工事に参加する行動をとり、先に入札がある案件を落札すれば、当該落札工事に技術者を配置する義務が生じてくるので、他の参加している入札案件を辞退しなければならなくなる、ということである。 工事発注が多ければ多いほど、その傾向がでてくる。熊本地震や、昨年度の八代での豪雨被害が発生した地域においては、多数の災害復旧工事が発注されるので、入札辞退という事象が多数発生している。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○工事発注が多い地域など一部について、入札に参加する建設会社が相対的に少なくなっている現象があると思われるが、入札の不調不落案件については、発生率が昨年度8.9%、本年度は5.1%と不調不落の発生が少なくなっており、改善傾向にはあると、考えている。</p> <p>○本日、抽出されている案件については、1社入札や、落札率が95%以上の高落札率ものが多く抽出されていることから、疑念が出てくると思うが、抽出されていない多数の他の発注案件のほとんどが、入札参加者が多く、高落札率ではないものばかりである。 また、本日の審議案件の1件目、2件目の案件なども入札参加者は29社、13社と比較的多く、落札率も90%前後と高落札率ではないので、競争原理は働いていると考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>○審議案件5～7について了承。</p> <p>【指名競争入札方式】 8. R3球磨川掘削及び市之俣川災害復旧工事</p> <p>○審議案件8について了承。</p> <p>【随意契約方式】 9. 乙石川上流砂防堰堤関連工事</p> <p>○この工事は随意契約ということで、相手方の3回の見積で契約となっているが、この回数は適正なものなのか、またどのような過程を経て、3回の見積となり、契約に至ったのか。</p> <p>○本関連工事のように、災害復旧工事の施工途中において、隣接箇所等に新たな変状が発生し、随意契約によって当該変状箇所の復旧対応工事を発注したものは、年に何件程あるのか。</p> <p>○了解。</p> <p>○審議案件9について了承。</p> <p>【建設コンサルタント業務】 10. 令和3年度延岡管内改築測量設計業務 11. 令和3年度立野ダム本体工事積算資料総合検討業務</p> <p>○特になし。審議案件10及び11について了承。</p> <p>【役務及び物品】 12. 令和3年度鶴田ダム管内電気通信設備保守業務</p> <p>○本業務については、3社入札で1回目では落札せず、2回目入札で2社辞退し、残り1社が落札という経緯となっているが、この2社辞退の辞退理由について把握しているか。 また、このような2回目入札における辞退があった案件について、理由や傾向など把握するため、アンケート等、調査を行っているのか。 条件が厳しすぎるのか、金額が折り合わないのか等を把握し、何か対策をとったほうが良いのではないか。</p> <p>○審議案件12. について了承。</p>	<p>○見積回数には制限がなく、相手方の見積の意思があれば、何回でも見積を行うことができる。 1回目の見積で合意できない場合、基本的に、その日のうちに、合意するまで見積を行うこととしており、本工事においても、当該日において、3回の見積を行い、契約締結に至ったものである。</p> <p>○件数として把握してはいないが、ほとんどない。</p> <p>○辞退理由については、把握してはいるが、落札者は本店が鹿児島県であることから、2回目の入札を行い、落札をしたと考える。 辞退理由を把握するための、積極的なアンケートや調査等は行っていないが、不調不落案件となったものについては、その原因について、把握している。例えば、工事内容について手間がかかりそうだと、他に条件の良い工事を落札したため等がある。 原因について把握・分析し、対策を講じて発注を行ってきていることから、不調不落案件数は昨年度と比較し、減少している。</p>

意見・質問	回 答
<p>III. その他の審議</p> <p>【参加の有無を確認する公募手続き】</p> <p>13. 山鹿排水機場主原動機更新外工事 14. ○田排水機場主原動機分解整備外工事 15. 高橋排水機場ポンプ設備改造(3期)工事 16. 焼米排水機場機械設備修繕工事 17. 川添川排水機場機械設備修繕工事 18. 一本松排水機場ポンプ設備修繕工事 19. 令和4・5年度 通瀬川ポンプ場主原動機修繕工事 20. 令和4年度 通瀬川ポンプ場操作制御設備修繕工事 21. 堤内排水機場3号ポンプ分解整備工事 22. 瓜生野川排水機場機械設備修繕工事 23. 天神川排水機場外機械設備修繕工事 24. 古川排水機場機械設備修繕工事 25. 追内川排水機場機械設備修繕工事 26. 浜砂排水機場機械設備修繕工事 27. 向田排水機場機械設備修繕工事 28. 筑後川小森野閘門機械設備修繕工事 29. 野田堰3号ゲート機械設備修繕工事 30. 湯之尾堰1号ゲート設備開閉装置修繕工事 31. 令和4年度九州地方整備局統一河川情報設備改造 32. 令和4年度九州地方整備局統合道路情報設備改造 33. 令和4年度車間情報処理設備機能改造 34. 令和4年度九州地方整備局映像共有化設備改造 35. 令和4年度鶴田ダム放流警報表示装置主制御機改造 36. 令和4年度鶴田ダム放流警報制御装置改造 37. 令和4年度松原堰管理用制御処理設備改造工事 38. 令和4年度緑川ダム管理用制御処理設備改造工事 39. 令和3年度立門導水路管理用制御処理設備外改造工事 40. 令和4年度竜門ダム管理用水力発電設備修繕工事 41. 令和4年度流水型ダム水理検討業務</p> <p>○情報通信設備関係の応募要件について、「工事執行体制に関する要件」が有るものと無いものがあるが、この違いは何か。</p> <p>○審議案件13～19について了承。</p> <p>IV. 審議内容のとりまとめ</p> <p>○意見具申は特になし。</p>	<p>○「工事執行体制に関する要件」が有るものは、発電設備修繕工事であり、この修繕工事については、同種工事の経験を有する技術者を配置する「工事執行体制に関する要件」を義務づけている。</p>